

① 「在留届の写し」確認事項

The form is titled '在留届の写し' (Residence Card Copy) and contains fields for personal information, family members, and contact details. Red dashed boxes and arrows indicate the following key areas:

- 1:** The top-left header area where '在留届' (Residence Card) and the date of receipt are recorded.
- 2:** The personal information section, including name, date of birth, and sex.
- 3:** The '同居家族' (Family Members) section, specifically the '到着日' (Arrival Date) field.

1 在外公館の「受付日付」がMCO発売月から「10年以上前」かを確認してください。

2 氏名、生年月日が、旅券の本人と同一人物か確認してください。

3 「同居家族」の方は、一通の在留届の写しに記載され、「到着日」が記載されている場合には、上記1に加え、その到着日が引換証をお求めになる日の「10年以上前」である場合に限り、利用資格を満たします。
 (在留届を提出した本人がJRPを利用せずに同居家族のみがJRPを利用する場合も、上記条件を満たしていれば利用資格を満たすものとして取り扱ってください。また到着日が空欄の場合は、同居家族全員を「受付日」に到着したことを口頭で確認のうえ、利用資格を満たすものとして引換証を発売してください。)

※ただし、12歳未満の方(旅券の生年月日欄で12歳未満と確認できる方)は、一通の在留届の写しにおいて「日本国外に10年以上在住する方と同居していること」が確認でき、かつ①～③の利用資格を満たす同居家族の方と一緒に利用する場合は、利用資格を満たすものとして取り扱ってください。

なお、12歳未満の方単独の「在留届の写し」の場合(在留届を提出した本人が12歳未満の場合)は、在留期間が10年に満たない時は利用資格を満たしません。

■「在留届の写し」について

在外公館が発行する「在留届の写し」は以下の様式です。要件を満たさない場合は、発売・引換を行わないでください。

- ・左上に「在留届」と記載され、在外公館受付日付が記載されている
- ・「在留届の写し」の余白に「交付公館名」と「交付日」の押印があること。
- 「交付日」が引換証をお求めになる日の6カ月前以内のもののみ有効です。